|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和３年度　実施状況 |
| （１）障がいや障がい者への正しい理解を深める　①障がいや障がい者についての広報・啓発 | |  |
| 〇障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（障がい福祉室）  障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間（12月３日～９日）を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。  　また、事業者における合理的配慮の理解が進むよう啓発に取り組む他、障がい福祉サービス従事者等を対象にした障がい特性に応じた研修の充実・強化等、主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。    　・大阪ふれあいキャンペーン  　　小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布  　・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰  　・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント  　・「ヘルプマークの普及・啓発」  　・「心のバリアフリー推進事業」 | 目標値  ・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校３年生に配布  ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施 | ○障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間（12月３日～９日）を中心として、府政だよりの特集記事掲載の他、市町村・障がい者団体・企業等と協働し各種啓発事業を実施しました。（再掲）  ・大阪ふれあいキャンペーン  　府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解を深めるための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校３年生に配布の他、社会福祉協議会、市町村に配布するとともに、各種啓発イベント等で幅広く配布。また、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成し、府内全ての小学校へ配布。さらに、幅広い世代を対象とした啓発物「大阪ふれあいクリアファイル」の作成・配布。あわせて、９月よりSNS（Twitter,Instagram）を開設し、障がいに関する様々な情報を月２回発信。  ・心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰、障がい者週間知事表彰の実施（12/23（木）於：知事公館）  ・第18回共に生きる障がい者展（Web版ともいき）の開催  　　障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に毎年開催。新型コロナウイルス感染症対策のため、無観客にて開催し、Web配信を実施。  ・ヘルプマークの普及・啓発  　　行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行った。公共交通機関へのポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して啓発活動を実施。  ・心のバリアフリー推進事業  第18回共に生きる障がい者展においてフォーラムを開催。フォーラムでは大阪府に実際に寄せられた相談事案を基にした寸劇について、パネリストによる意見交換を実施し、その様子は動画撮影し、後日大阪府公式チャンネルにて公開しました。あわせて、府政だより３月号１面において広報しました。  また、大阪府障がい者差別解消条例ガイドライン（第３版）やほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。 |
| ○発達障がいに対する理解促進（地域生活支援課）  　発達障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、啓発冊子の作成のほか、世界自閉症啓発デー（4月2日）における府内の主要施設のブルーライトアップや発達障がい啓発週間（4月2日から8日）における発達障がいに係る講演会等府民向けへの継続的な啓発活動を進めていきます。 |  | ○発達障がいに対する理解促進の取組み（合理的配慮を含む）として、「世界自閉症啓発デー」（４月２日）、「発達障がい啓発週間」（４月２日から８日）におけるポスターの配布や府内の主要な施設のブルーライトアップや発達障がいに係る講演会を開催するなど啓発活動を継続して実施しました。 |
| 〇高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発（地域生活支援課）  　高次脳機能障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、府民への継続的な啓発活動を進めていきます。 | 目標値（令和５年度まで）  府民向けに啓発リーフレットを配布する等の啓発イベントを実施　1回／年 | 〇啓発イベントを以下のとおり実施しました。  ■開催日及び場所  開催日：令和４年６月４日（土）　場所：イオンモール日根野  （令和３年度中に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を  　受け令和４年度に延期） |
| 〇人権教育・啓発活動の推進（人権企画課）  　障がい者の人権をはじめ、様々な人権問題について府民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、合理的配慮が実践される環境づくりに向け、人権教育・啓発を推進します。 |  | 〇大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」の発行及びホームページへの掲載  障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題や相談窓口等を掲載した啓発冊子を年１回発行しました。  (令和3年度) 墨字版:40,000部、点字版:200部  〇府民や市町村職員及び人権関係団体職員等を対象とした参加・体験型講座の実施  さまざまな人権問題について気づきを促すため、参加・体験型学習の手法を取り入れた講座を市町村との共催により開催しました。  (令和3年度)府内1市  〇人権研修を実践できる人材の養成  豊かな人権感覚を醸成するとともに、地域や職場等で主体的に人権研修を実践できる人材を養成した。  （令和3年度）「人権ファシリテーター養成コース」3回  　　　　　　　　　「人権ファシリテータースキルアップコース」1回 |
| 〇大阪府職員に対する研修（人事課）  　車椅子や白杖での福祉介助の体験等により、公務員として不可欠な福祉感覚を養うこと、また、点字体験、聴覚障がい疑似体験を通じて、視覚・聴覚障がい者への理解を深めることを目的に、新規採用職員等に対する研修を実施します。  　また、職場研修の推進役として、人権問題への認識を深め、職場研修の指導者を養成し、さらにその向上を図ることを目的に、新任課長補佐級職員を対象とした研修を実施します。  その他、主事・技師級職員研修Ⅲ（福祉体験）や人権研修指導者養成研修（部落解放・人権大学講座派遣）、聴覚障がい者に関する理解を深める研修（手話）及び視覚障がい者に関する理解を深める研修（点字）等を実施します。 | 目標値  ・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に、公務員として不可欠な福祉感覚を養い、障がい者への理解を深める研修を実施  ・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施 | ○新規採用職員等（全職種）を対象に点字体験実習、聴覚障がい体験実習、障がい特性への理解・対応についての講義を実施しました。  　　　令和3年度実績：（体験実習）10月19日、20日25日  （eラーニング）10月19日～11月30日　　計536名修了  ○新任課長補佐級職員(全職種)を対象とした人権問題研修（障がい者の人権に係るものを含む）を実施しました。  令和3年度実績：（集合研修）8月16日、18日、24日、25日  （eラーニング）7月19日～8月31日　　　　計123名修了  ○その他、人権研修指導者養成研修（部落解放・人権大学講座派遣）や、聴覚障がい者に関する理解を深める研修（手話）及び視覚障がい者に関する理解を深める研修（点字）等を実施しました。 |
| 〇大阪府警察職員に対する研修（府警本部総務課）  　障害者差別解消法の理解を深める研修の実施や関係資料の配付などを通して、障がい者や障がいに対する大阪府警察職員の理解を深めていく。 |  | 新型コロナウイルスの影響のため、例年実施している集合研修が実施できなかったことから、資料配付による研修を実施し、法の趣旨を理解させたほか、幹部職員に対し障がいを理由とする差別の解消等に関し幹部として求められる役割についての教養を実施し、障がい者や障がいに対する理解を促しました。 |
| （１）障がいや障がい者への正しい理解を深める　②障がい者理解を深める教育の推進 | |  |
| 〇障がい理解教育の推進（小中学校課、高等学校課）  　人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点に立ち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。  　全ての小・中学校・高校の児童生徒が、障がいや障がい児（者）に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。  　総合的な学習の時間や教科学習等の教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進するとともに、福祉・ボランティアにかかわる活動等を充実します。 | 目標値  ・全小・中学校で障がい理解教育の実施  ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施  （小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握）  ・全府立高等学校で障がい理解教育の実施  ・合同の研修会の実施（年１回） | ○府内（政令市を除く）小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に100％でした。（令和３年度実績）  ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施し、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。  ・令和３年度実績（令和３年8月16日オンラインでリアルタイム開催、8月23日～9月30日オンデマンド開催）  　　「ユニバーサルデザインの視点から考える授業改善の工夫」  　　小学校429名、中学校165名、高校29名、市町村教育委員会指導主事19名　計642名参加  ○教育課程実施状況調査によると福祉・ボランティア教育に取り組む小・中学校の割合は94.6％、中学校80.4％でした。（令和３年度実績）  　　（参考）令和元年度：小学校97.8％、中学校88.9％　令和２年度：小学校95.2％、中学校80.0％  〇家庭科、保健体育および総合的な探究の時間などを活用し、様々な人々が共に支え合って生きることの意義について理解を深められるよう、実践的、体験的な活動を中心とした障がい理解教育の取組みを全府立高等学校で実施しました。 |
| 〇教員研修の充実（高等学校課）  　大阪府教育センターにおいて、子どもの発達段階に応じて、障がい児（者）や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施します。  　高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。 | 目標値（令和８年度）  全府立高校が「高等学校における支援教育コーディネーター研修」を受講 | ○教育センター実施の、支援教育をテーマとするあらゆる総合研修や課題別研修において、障がい理解及び障がい者理解について触れています。  ○支援教育の中心となるコーディネーターの資質向上を図るため、全校園種の教員を対象として、支援教育コーディネーター研修を実施しました。  ○高等学校において支援教育の中心となる教員の専門性向上のため、高等学校における支援教育コーディネーター研修を行いました。  ・受講者があった学校数：令和３年度19校/149 校 |
| 〇社会教育指導者研修の充実（地域教育振興課）  　市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、様々な教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。  　・大阪府および市町村の社会教育関係職員やＰＴＡの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実  　・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート（参加者の気づきを促し、学びを深める）スキルの向上 |  | ○障がい者の学習活動の支援に向けた人材を養成するため、研修として、大阪府および市町村社会教育関係者を対象に「人権教育セミナー」を、PTA役員や地域コーディネーター養成講座修了者、親学習リーダー地域コーディネーター、市町村社会教育関係職員を対象に「人権教育地区別セミナー」をそれぞれ実施しました。また、どちらのセミナーにおいても、ワークショップ形式を取り入れ、学びを深め気付きを実践につなげられるような内容を実施しました。 |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　①障がい者差別の解消 | |  |
| 〇障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み（障がい福祉企画課）  　障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するために、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会や合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を公表するなどして、障がい者差別解消の取組みの充実を図ります。  　また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村における相談への対応力の強化が図られるように、府における検証の成果の提供や技術的な助言等による支援を行います。  　さらに、市町村の相談機関職員等を対象に、障がい者差別解消支援地域協議会の意義や役割等についての研修を行い、市町村での障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に取り組みます。  　加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進を目指します。 | 目標値（令和８年度）  障がい者差別解消支援地域協議会未設置全市町村への働きかけ | 大阪府障がい者差別解消条例に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るために、「条例による相談等の体制整備」と「啓発活動」を車の両輪として以下事業に取り組みました。あわせて、これらの差別解消の取組みについて「活動報告書」として取りまとめました。  ○条例による相談等の体制整備  ・府に広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案（事業者における差別事象が対象）の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応（相談件数159件（のべ1,123回））。  　　・障がい者差別解消の推進に関する事項を審議するため、障がい者差別解消協議会を開催（２回）。  ・合議体において、広域支援相談員等が対応した相談事例の分析等を行い、広域支援相談員への助言を行いました（助言・検証実施型合議体２回）。  ・圏域ごとに、市町村の担当者とオンラインで情報交換会を行い、障がい者差別解消のための取組み、障がい者差別解消支援地域協議会を設置するうえでの工夫点や課題等を共有して、設置促進・活性化につながるよう働きかけを行いました（3圏域、22市町参加、うち６市町は協議会未設置）。  ・支援地域協議会の設置・運営の方法等について市町村担当職員が学べるよう、内閣府が開催した支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会への参加を呼び掛けました。  ○啓発活動  ・企業等の自主的な取組みを促進する環境の整備に資することを目的に作成した研修資料をホームページで公開し、周知を図りました。  ・府に寄せられた相談事案を基にした寸劇について、パネリストによる意見交換を行うフォーラムを開催し、その様子を大阪府公式チャンネルにて公開し、事業者での研修に活用いただけるよう周知しました。  ・大阪府障がい者差別解消条例ガイドライン（第３版）やほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。 |
| 〇人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進（小中学校課）  　市町村教育委員会に対して、人権侵害を許さない学校体制の確立と人権侵害事象が生起した場合の適切な対応について徹底します。  　各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口について、周知を図ります。  　福祉と教育との連携促進や学校における専門家活用によるチーム支援の充実を図るとともに、市町村教育委員会を通じ、すべての教職員が、児童虐待に対する理解を深め、迅速かつ適切な対応について徹底します。 | 目標値  すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施 | 〇市町村教育委員会に対して、「指導助言事項」を通して、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた学校体制の確立及び事象が生起した場合の適切な対応について徹底しました。  ○学校園におけるセクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口は100%設置されています。（令和3年度時点）  ○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年５月改訂）と、令和３年７月に作成した「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」リーフレット（教育委員会用及び学校園用）を、人権教育主管課長会、担当指導主事会、小中学校校長をはじめとした人権教育研修により周知を図りました。  〇市町村教育委員会ヒアリングにて、市町村としての「セクシャル・ハラスメント防止」研修の実施について引き続き指導助言しました。  〇福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内すべての中学校区に週１回配置できるよう、市町村に府から補助を行い、福祉機関等との連携促進を図りました。  〇虐待等の深刻な、もしくは深刻化する可能性のある事案については、「いじめ虐待等対応支援体制構築事業」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等からなる緊急支援チームを、市町村教育委員会の要請に応じて派遣し、市町村及び学校への支援を行っています。  〇「令和３年度いじめ・児童虐待防止研修」を、市町村教育委員会指導主事やスクールソーシャルワーカーを対象に、５月にオンデマンド開催しました。  〇市町村へのヒアリングを通じて、府内の全小中学校において、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止の手引き」や同手引き「要点編」を活用して教職員対象の研修が実施されていることを確認しています。 |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　②障がい者虐待等の防止 | |  |
| 〇障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み（障がい福祉企画課、生活基盤推進課）  　市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮できるよう、市町村の状況を把握し、障がい者虐待の未然防止及び早期発見のための後方支援や連絡調整、専門的に従事する市町村職員等の対応力向上に取り組みます。  　障害者虐待防止法に基づき、関係機関や市町村、法的観点及び福祉的観点を踏まえた専門職との連携協力体制を確保します。  また、大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会を開催し、虐待の増減・発生要因や虐待防止に関する課題等について分析・協議を行うとともに、必要に応じて虐待事案の個別ケース検討を行い、関係機関とのネットワーク整備に努めます。  　さらに、市町村及び障がい者虐待防止センター職員を対象とした虐待防止研修を実施し、職員の対応力向上に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所の管理者等を対象とした虐待防止研修を実施し、事業所における権利擁護の取組みの充実強化を図ります。  また、事業所への集団指導や新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待の防止について指導等を行います。 | 目標値（令和８年度）  ・市町村に対して、障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促す  ・すべての市町村の職員を対象とした障がい者虐待防止研修の実施（２回／年）  ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした障がい者虐待防止研修の実施（１回／年） | ○大阪府障がい者権利擁護センターの運営  　福祉部障がい福祉室同センターにおいて、広域的な市町村間の調整や、情報収集・分析・提供等市町村の後方支援を行いました。使用者虐待の通報・相談窓口としての役割も担いました。また、市町村を訪問し虐待対応の状況等について情報収集を行ったほか、市町村職員向けの研修にて意見交換を行いました。  ○関係機関との連携協力体制  市町村において対応が困難な虐待事例について、専門職（弁護士・社会福祉士）を派遣し、助言等を受けることにより市町村の虐待対応力向上を図りました（3件）。また、定期的に大阪労働局との会議を行い、使用者虐待における連携を図りました。  ○大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会  　虐待防止推進部会を1回開催し、府や市の虐待防止に関する取組みについて協議を行ったほか、各参画委員の所属機関での取組みについて情報共有を行いました。  ○障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施  　障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止や対応に携わる市町村職員が、虐待を受けた障がい者等に対する支援を専門的知識をもって適切に行えるよう、研修を年２～４回実施しました。その際に障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促しました。  　また、障がい福祉サービス事業所等における権利擁護の取組みの推進を図るため、障害者虐待防止法の理解や虐待防止のための取組みが適切に行えるよう、管理者や責任者等に向けた障がい者虐待防止研修を年1 回実施しました。  　・市町村・虐待防止センター職員対象研修  基礎研修…新型コロナウイルス感染状況を鑑み書面開催  現任研修（管理職向け）…講義1回（出席者37名）  現任研修…講義動画配信、オンラインでの演習（演習出席者17名）  ※障がい当事者や家族を対象とした障がい者虐待防止研修の参考となるような講義を実施。  　・障がい福祉サービス事業所職員向け研修  　　　講義動画配信、オンラインでの演習実施（受講決定者975名）  ○市町村から虐待認定を受けた府管事業所に対して実地指導を実施しました。（随時）  ○大阪府管の障がい者・児の指定事業所を対象として集団指導を実施し、権利擁護・虐待防止について制度の周知と未然防止に向けた指導を実施しました。（1 回/年）  ○新規指定事業者に対する指定時研修において、障がい者虐待の防止等について指導等を行いました。 |
| 〇被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み（生活基盤推進課）  　障がい児入所施設における権利擁護の取組みや虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。 |  | 〇被措置児童等援助専門部会（家庭支援課共管）において通報等に伴う人権侵害案件を検証しました。  （年３回実施）  ○集団指導の機会を通じて、権利擁護・虐待防止について制度の周知と未然防止に向けた指導を実施しました。（年１ 回実施）  ○児童が意見表明をできる手段の一つとして、虐待防止リーフレットとはがきを作成し、入所時に児童に配布しました。  ○被措置児童等虐待事案を含め通報があった事案については、当該施設へ立ち入り調査等や聞き取りなどを行い、指導を実施しました。(随時）  ○実地指導において、権利擁護・虐待防止の取組について確認しました。 |
| 〇地域における児童虐待防止ネットワークの推進（家庭支援課）  　児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげるため、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。 |  | ○要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るため、市町村児童家庭相談担当職員の研修等を年１１回２３講座実施しました。 |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　③権利擁護の充実 | |  |
| 〇権利擁護施策の充実（地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課）  自己の判断のみでは日常生活を営むのに支障のある障がい者の権利擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。  　成年後見制度における市長申立が実施されるよう申立研修を実施するとともに、成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村への周知を図ります。  　また、制度の担い手として身近な住民による「市民後見人」の養成や地域における公益的な取組みとしての社会福祉法人による法人後見の確保及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。 |  | 〇大阪府社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対し、補助を行いました。  　　　補助額　314,163,000円 利用契約者数　2,919人（令和3年度末まで）  〇市町村長申立に係る研修を実施するとともに、各市町村における権利擁護意識向上のため、実務研修  及び事例検討を実施しました。  （各研修の出席者数）　市町村長申立研修　73人、実務研修　97人、事例検討69人　　計239人  〇市民後見人の養成支援実施市町村に対し、補助を行いました。また、地域における公益的な取組としての法人後見の専門職員養成研修を実施しました。  　　　（市民後見人）　バンク登録者延数　412人、受任延件数　101人（令和4年4月1日）  　　　（法人後見人）　養成研修修了者数　73人、バンク登録者法人数　6法人（令和3年度末まで）  ○市町村での成年後見制度利用支援事業の利用促進に向け、対象者の拡大等に関する国通知の再周知を行いました。  ○相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修において、「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要を説明するなど、意思決定支援の重要性について理解を促しました。 |
| 〇福祉サービスに関する苦情解決制度の推進（地域福祉課）  　福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会（社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置）が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。  　大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。 |  | 〇福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発について財政的支援を支援しました。  令和３年度実績  ・延べ相談件数　1,308件  ・実施研修参加者数  　　　 苦情解決第三者委員研修会　37人 |
| 〇福祉サービス第三者評価事業の推進（地域福祉課）  　福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。 |  | 〇福祉サービスの質の向上を促し、併せて福祉サービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証を実施するとともに、評価結果の公表、評価調査者の養成などに取り組みました。  　令和３年度実績  ・障がい福祉分野の評価結果公表件数 24件  ・障がい福祉分野の評価調査者養成人数　19人  ・新規認証機関数　１件 ・総認証機関数 　18件 |
| 〇障がい者１１０番事業の実施（自立支援課）  　障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からの様々な相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。  　常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報に努めるなど、利用の促進を図ります。 |  | 〇障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、相談内容に応じた情報提供を行い、他に適切な専門機関がある場合はその専門機関を案内するなど、適切な情報提供や助言を行いました。  ○常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報に努めるなど、利用の促進を図りました。  【実績】相談受付件数　306件 |
| 〇消費生活情報の提供の充実（消費生活センター）  　悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市消費生活情報「くらしすと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』、公式ツイッターの配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。  　また、消費者被害防止に向け、地域住民や地域の関係団体で構成される消費者安全確保地域協議会等の見守りネットワークの市町村における設置を支援します。 |  | ○消費生活情報「くらしすと」掲載記事の点字版発行や、メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」を配信し、障がい者の消費生活を支援しました。  　【実績】  ■消費生活情報「くらしすと」掲載記事　点字版作成  令和３年度　年４回　各200部  ■メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」配信  令和３年度　毎月１回  ■大阪府消費生活センター公式ツイッターアカウント「大阪府消費生活センター」  　　　令和３年度　年間ツイート数　80件（毎週1ツイート程度）  　　　令和３年度　３月末時点フォロワー数　471名  ■消費者安全確保地域協議会  　　　令和３年度　３月末時点設置数　10 |
| （２）障がい者の尊厳を保持する　④発達障がい児者の司法関係における支援 | |  |
| ○発達障がい児者の司法関係における支援（地域生活支援課）  発達障がい児者の刑事事件等に係る司法手続の場面において、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮など適切な手続きが進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に実践に結びつくような研修や啓発の取組みについて関係機関等へ働きかけていきます。 |  | ○大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）主催で、支援者や行政関係者等を対象とした発達障がいの特性を理解していただくための公開講座を開催しました。また、「世界自閉症啓発デー」や「発達障がい啓発週間」など、発達障がいに対する理解促進のための取組みを継続して実施しました。 |
| ○意思決定支援の質の向上（地域生活支援課）  意思決定支援ガイドライン等を踏まえた障がい者の自己決定の尊重に基づく支援について、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて普及を図ります。 |  | ○相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修において、「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要を説明するなど、意思決定支援の重要性について理解を促しました。 |
| （３）安全・安心を確保する　①防災の推進 | |  |
| 〇福祉避難所の必要数の確保等に関する市町村への働きかけ（災害対策課）  要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し、福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。 | 目標値（令和８年度）  福祉避難所について必要な数と種類の検討 | 〇福祉避難所については、さらなる必要数の確保等について、市町村に対し、研修などを通じて働きかけを行いました。  〇福祉避難所については、令和 4年 3 月時点、府内市町村636 施設を指定済です。 |
| 〇災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進（防災企画課、障がい福祉企画課）  自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用して、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みます。  また、避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 |  | ○　府ホームページや府政だより、民間事業者との包括連携協定締結により作成した防災に関する啓発情報紙等による広報啓発、防災に関するイベントへの出展などにより、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みました。  ○　避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義や避難支援に係る実技研修を実施しました。 |
| 〇市町村における避難所運営マニュアル策定の促進（災害対策課、障がい福祉企画課）  避難所の適切なQOLの確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。  また、必要に応じ市町村担当者を交えた検討会を設置し、様々な障がい特性への対応方法等を含め、更なるマニュアルの充実に努めます。 | 目標値（令和８年度）  すべての市町村が、平成２６年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う | 〇要支援者対策を中心に、市町村や関係部局との意見交換を踏まえつつ、「避難所運営マニュアル作成指針」を改訂し、令和 4 年 3 月に公表しました。 |
| 〇市町村における福祉避難所（二次的な避難施設）の指定の促進（災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課）  　福祉避難所について、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携して市町村や事業所に対して働きかけます。  　また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる要配慮者の利用に配慮した設備等や介護職員等の確保を働きかけます。  　さらに、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受け入れ態勢の整備に働きかけます。 | 目標値（令和８年度）  福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保をめざす | 〇令和 2 年から高齢者等の特段の配慮が必要な方の避難のため、府において、避難所としての多様な施設の活用として、市町村が府内ホテルを活用できるようホテル事業者等と基本協定を締結しましたが、令和3年度も継続して働きかけを行い、124施設と基本協定を締結しました。  〇関係部局、府社会福祉協議会等に対して、各種研修会の場を活用して、市町村の福祉避難所指定への協力の働きかけを行うよう働きかけました。 |
| 〇緊急放送等における配慮の要請（災害対策課、障がい福祉企画課）  緊急放送等において災害情報が確実に障がい者に伝わるよう、要配慮者に配慮した放送がなされるよう、各放送局に対する要請に取り組みます。 | 目標値（令和８年度）  さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく | 〇テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障害者への配慮がなされるよう、在阪放送 6 社の事業者に対し要請を行い、対策の現状等について聴取し、災害時の災害情報については、副音声で放送するなど要請を行いました。 |
| 〇社会福祉施設における災害・避難対策の促進（福祉総務課）  　社会福祉施設の集団指導等において、ガイドラインの周知・啓発を実施し、各施設間での応援協定締結を促していきます。 | 目標値  ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進 | ○　府が作成した「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン」について、社会福祉施設の集団指導等において、本ガイドラインの周知・啓発を実施し、各施設間での応援協定締結を促しました。また、「防災とボランティアの日」などの機会を捉えた防災訓練の実施及び非常災害対策計画の策定・見直しについて働きかけを行いました。 |
| 〇災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化（地域福祉課）  　災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉的支援を行う民間の福祉専門職で構成する大阪ＤＷＡＴの充実・強化を進めます。 | 目標値（令和５年度）  大阪ＤＷＡＴのメンバーを対象に知識向上を目的とした研修の実施や派遣に向けた想定訓練の実施 | 〇大阪府災害派遣福祉チーム（大阪ＤＷＡＴ）の更なるチーム力の向上を図るため、京都府、奈良県との合同養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修等、災害対応訓練、災害福祉支援ネットワーク会議の開催を通じて、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進めました。 |
| 〇新型コロナウイルス感染症における社会福祉施設等のクラスター対策の促進（社会援護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、介護事業者課、子育て支援課、家庭支援課）  新型コロナウイルス感染症について、障がい福祉サービスを提供する施設・事業所などの社会福祉施設等においてクラスターが発生し、事業継続が困難となった場合、衛生資材の調達、応援職員の派遣やゾーニング等の技術指導などの対策を支援していきます。 |  | 〇救護施設について  保護施設等の感染防止対策に必要となる物品購入や、事業を継続するために必要な経費に対し補助する等の支援を行ったほか、社会福祉施設向け感染症対策マニュアルや動画研修等を周知しました  〇障がい福祉サービスを提供する施設・事業所などの社会福祉施設等においてクラスターが発生し、事業継続が困難となった場合に備えるため、衛生資材の支援や応援職員派遣のスキーム、社会福祉施設向けマニュアルや動画研修等を周知しました。  〇濃厚接触者となったエッセンシャルワーカー（社会機能維持者）が待機期間を短縮するための検査を円滑に実施し、社会福祉施設等の業務継続を支援する観点から、防護服や手袋などの衛生用品を配布し、また、一定数の陽性者が発生した社会福祉施設に対しては、抗原定性検査キットの無料配布を行いました。加えて、感染症予防重点事業による施設訪問（ゾーニング等の技術指導等）や、衛生用品等の購入に必要な経費の補助等を実施しました。 |
| （３）安全・安心を確保する　②防犯の推進 | |  |
| 〇地域防犯力の向上（治安対策課）  誰もが安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う地域安全センター（府内全小学校区に設置）を中心に、合同見守り活動や防犯教室の実施などによる防犯ボランティア活動の活性化を図るなど地域防犯力のさらなる向上に取り組みます。 |  | 〇　地域安全センターを拠点として活動する青色防犯パトロール車へのドライブレコーダーの設置を促進する地域見守り力向上事業を実施しました。  〇　同センターを拠点とした防犯ボランティア団体、学校関係者、警察、行政等との合同パトロールを実施し、地域の防犯ボランティア活動の活性化に努めました。  〇　同センターにて、企業等と連携した防犯教室を実施し、防犯意識の向上に努め、犯罪弱者を含めた府民が安全かつ安心して過ごせる地域社会づくりに取り組みました。 |
| 〇大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化（府警本部広報課）  　ホームページの新規作成や更新等にあたって、ＪＩＳ規格に準拠したアクセシビリティに配意したページ作りを実施するなど常時ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。 |  | ○犯罪発生情報や連絡先等を分かりやすく提供するため、ホームページの構成等常時見直しを行いました。また、府民からの意見要望も積極的に取り入れ、各警察署の地域安全情報の内容を改善し、ＪＩＳ規格に準拠したアクセシビリティに配意したページ作りを行う等、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある方でも情報を得やすいホームページづくりに努めました。 |
| 〇緊急時における110番通報手段の広報（府警本部広報課、府警本部通信指令室）  「広報コーナー」や「コミュニティープラザ」の施設見学者や一般来場者に対して、「ファックス110番」「メール110番」の使用方法を説明の上、広報します。  また、大阪府警察ホームページの中に「聴覚や言語に障がいのある方のための110番」の項目を設け、「ファックス110番」や「メール110番」の使用方法・注意点等を含め、具体的にわかりやすく広報します。 |  | ○聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合、警察への緊急通報手段として整備している「ＦＡＸ１１０番」及び「メール１１０番」について広く周知するために、大阪府警察ホームページ等を通じて、使用方法等、積極的な広報活動を実施しました。 |
| （４）十分な情報・コミュニケーションを確保する | |  |
| 〇支給決定に係るコミュニケーション支援（障がい福祉企画課）  コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。 |  | ○市町村指導において、支給決定の際に実施する認定調査に関しコミュニケーション支援が必要な人について手話通訳者等のコミュニケーション支援を行い、適正な支給決定が行われるよう、助言しています。  ※障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導等を実施。〔再掲〕 |
| 〇府政情報の提供の充実（障がい福祉企画課・府政情報室）  　府政に関する情報について、障がい特性に配慮して府民に提供するとともに、必要に応じて府政情報の点字化や音声化、テロップ、手話の導入の他、使いやすいホームページづくりに努めます。  　災害時等においては、関係部局とも連携しながら、府ホームページやＳＮＳ等の広報媒体を活用して、正確でわかりやすい情報発信に努めます。 |  | 〇府政だよりについて、点字版、拡大版、声のテープ版及びデイジー版を提供（※デイジー版は平成31年４月から提供開始）するなど、府政に関する情報を障がい特性に配慮して提供しました。  〇関係部局と連携した災害情報発信について、災害規模や種類、発生時間別の役割分担を明確にしました。また、令和４年１月17日の大阪府地震・津波災害対策訓練において、情報発信訓練を実施しました。 |
| 〇大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの運営（自立支援課）  府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者や失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。 |  | 〇府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点として、障がい者の相談支援や社会生活支援、意思疎通支援等の各支援事業を実施し、障がい者等の自立と社会参加の促進に努めました。 |
| 〇視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等（自立支援課、地域教育振興課）  　令和２年６月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。  　障がい者への情報保障機会を確保するため、視聴覚障がい者情報提供施設において、点字や映像コンテンツによる情報提供を行います。  また、府内の公立図書館等と連携した読書バリアフリー法への対応も行っていきます。  　意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。 | 目標値  点訳奉仕員（中級） 45人  朗読奉仕員（中級） 45人  特に専門性の高い手話通訳  者（※）の養成（令和５年度末）  60人  特に専門性の高い手話通訳  者（※）の派遣（利用件数／年）  125件  特に専門性の高い要約筆記  者（※）の養成（令和５年度末）  15人  特に専門性の高い要約筆記  者（※）の派遣（利用件数／年）  65件  盲ろう者通訳・介助者（※）の養成（令和５年度末）  90人  盲ろう者通訳・介助者（※）の派遣（利用登録者数）  118人  失語症者支援者（※）の養成（令和５年度末）  30人  （※）障害者総合支援法第78 条に基づく意思疎通支援者 | 〇盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者等に対して、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣を行い、また、相談支援や日常・社会生活支援、障がい者向け媒体の制作・提供・普及、情報機器の貸出、手話言語条例に基づく施策を展開した。  【実績】  ・点訳奉仕員（中級）　13人  ・朗読奉仕員（中級）　27人  ・特に専門性の高い手話通訳者の養成　6人  ・特に専門性の高い手話通訳者の派遣（利用時間数/年）　275時間/年  ・特に専門性の高い要約筆記者の養成　20人  ・特に専門性の高い要約筆記者の派遣（利用時間数/年）　354時間/年  ・盲ろう者通訳・介助者の養成　27人  ・盲ろう者通訳・介助者の派遣（利用登録者数）　110人  ・失語症者支援者の養成　6人  〇府立図書館における利用サービスやさまざまな読書の方法等を紹介するリーフレットを作成し、公立図書館等に配架依頼を行いました。 |
| ○大阪府ITステーションを拠点とした取組み（自立支援課）  　市町村等が実施する基礎的なIT講習会について、必要に応じて大阪府が養成したITサポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。  さらに、移動が困難で、かつ各種IT支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、ITサポーターを派遣し、ＩＴ支援機器を活用した意思疎通と就労準備性（働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能力や対人関係のスキルなど基礎的な能力）の向上を支援します。 |  | ○大阪府ＩＴステーションにて、福祉情報コミュニケーションセンターのＩＴ等を活用した就労支援機能として、各種事業を実施しました。  【実績】  ■ＩＴサポーター養成研修修了者数  障がい者のデジタルデバイド解消のための支援をサポートする、IT サポーター養成研修を実施しました。  令和3年度：21人  ■ＩＴ講習会実施市町村数  府内市町村において基礎的な IT 講習会が開催される際に、市町村からサポーター派遣の要請があった場合、町村と連携のもと、IT サポーターを派遣しました。  令和3年度：18市町村  ■重度障がい者に対するＩＴ支援機器利用等の支援  移動が困難でかつ最新の支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT支援機器利用等の相談や体験、支援機器などの検証や調整と IT サポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上への IT 支援を行い、障がい者のデジタルデバイドを解消するための支援を実施しました。  令和3年度：11件 |